

## 「健康保険被扶養者確認調書」の提出に必要な添付書類

配偶者	学生	在学証明書または学生証のコピー (高校生の場合、確認調書の備考欄に学校名・学年を記入することで省略可)	同居 している	◎住民票(世帯全員が載っているもの)は必ず添付	
	収入がある者	<b>◆直近の所得課税証明書は必ず添付</b> ・働いている場合 → 給与明細書のコピー直近3カ月分 ・その他各種年金、恩給等がある場合 → 年間の金額が確認できるもの 改定通知書あるいは振込通知書のコピー等 ・株の配当、家賃などの不動産収入等がある場合 → 確定申告控のコピー ・事業(自営業)や農業をしている場合 → 確定申告控のコピー		学生	在学証明書または学生証のコピー (高校生の場合、確認調書の備考欄に学校名・学年を記入することで省略可)
	収入がない者	<b>◆直近の所得課税証明書は必ず添付</b>		収入がある者	<b>◆直近の所得課税証明書は必ず添付</b> ・働いている場合 → 給与明細書のコピー直近3カ月分 ・その他各種年金、恩給等がある場合 → 年間の金額が確認できるもの 改定通知書あるいは振込通知書のコピー等 ・株の配当、家賃などの不動産収入等がある場合 → 確定申告控のコピー ・事業(自営業)や農業をしている場合 → 確定申告控のコピー
16歳未満の子	必要なし		別居 している	◎被保険者からの仕送り額を証明するものは必ず添付 (銀行振込の控え、現金書留の控え等)	
16歳以上の子	学生	在学証明書または学生証のコピー (高校生の場合、確認調書の備考欄に学校名・学年を記入することで省略可)		学生	在学証明書または学生証のコピー (高校生の場合、確認調書の備考欄に学校名・学年を記入することで省略可)
	収入がある者	<b>◆直近の所得課税証明書は必ず添付</b> (中学校を卒業して1年目は不要) ・働いている場合 → 給与明細書のコピー直近3カ月分 ・その他各種年金、恩給等がある場合 → 年間の金額が確認できるもの 改定通知書あるいは振込通知書のコピー等 ・株の配当、家賃などの不動産収入等がある場合 → 確定申告控のコピー ・事業(自営業)や農業をしている場合 → 確定申告控のコピー		収入がある者	<b>◆直近の所得課税証明書は必ず添付</b> (中学校を卒業して1年目は不要) ・働いている場合 → 給与明細書のコピー直近3カ月分 ・その他各種年金、恩給等がある場合 → 年間の金額が確認できるもの 改定通知書あるいは振込通知書のコピー等 ・株の配当、家賃などの不動産収入等がある場合 → 確定申告控のコピー ・事業(自営業)や農業をしている場合 → 確定申告控のコピー
収入がない者	<b>◆直近の所得課税証明書は必ず添付</b> (中学校を卒業して1年目は不要)	収入がない者	<b>◆直近の所得課税証明書は必ず添付</b> (中学校を卒業して1年目は不要)		

◆収入がない者の中で、妻及び全日制の学生以外については、働けない理由を確認調書の備考欄に記入してください。

◆直近の所得課税証明書とは、平成24年度分(23年の収入によるもの)となります。

すでに平成24年度分を提出している場合は、再度添付の必要はありません。

※所得課税証明書は、お住まいの市区町村役場で交付されます。